

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 99 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 上場会社 M&A に関するガイダンスノートの更新（M&A）

[Japan Practice 紹介サイト](#)

近時、上場会社の買収検討案件が増加する傾向にありますが、今年 8 月、買収委員会（Takeovers Panel）は、上場会社の M&A（合併・買収）取引に関する指針を示すガイダンスノートに関して、主に 2 点、重要な更新を行いました。

1 点目は、法的拘束力を持たない交渉段階（non-binding stage）における取引保護（deal protection）条項に関するものです。独占交渉権（exclusivity）の推奨期間（4 週間）、Fiduciary Out 条項を設けない "Hard" な独占交渉権の非推奨・例外的に許容される場合、違約金（break-up fee）の非推奨・例外的に許容される場合、取引保護条項の開示等の内容が示されています。2 点目は、対象者側のインサイダーが買収者側に関与する、利益相反性を有する M&A 取引に関するものです。インサイダーの定義の拡大、インサイダーが関与する場合における独立委員会の組成・運営、情報管理体制、利害関係の開示等の独立性担保措置の内容等が示されています。

本稿では、上記の内容の詳細や取締役会が留意すべき点を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。



## その他の注目のトピック

### 発電源証明スキームの立法化について（エネルギー・資源）

水素などのクリーンなエネルギー製品に関して排出された温室効果ガスの量を追跡、それを証明する発電源証明スキーム（Guarantee of Origin Scheme）が2024年を目途に立法化される予定です。この発電源証明スキームは、もともと水素のみを対象として2021年から意見募集にかけられ、実証が行われていました。しかし、さらなる市場の拡大とクリーンエネルギー製品の開発を促すため、水素以外のクリーンな製品、たとえばアンモニアや広く再生可能電力、さらには今後の開発や国際動向を踏まえて新たな製品をも柔軟にカバーできるよう、その対象を拡大する方向で、現在さらに協議が進められています。

これにより、発電源証明スキームの利用可能性がますます高まることが期待されますが、まだ立案前の段階ですので、今後の動向を注視することが重要です。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### 労使関係の改革のための法改正（第3弾）（労働法）

近時、Secure Jobs, Better Pay 法など、労使関係の改革に関する法改正が続いていますが、改革の第3弾として、フェアワーク改正法 2023、「the Fair Work Legislation Amendment (Closing Loopholes) Bill 2023」の草案の内容が明らかになりました。本改正法は、年内にも成立することが予想されています。

まだ草案段階であり、議会の承認を得る過程で内容の変更の可能性もありますが、賃金過少払いに関する罰則強化、派遣労働者に対する同一賃金の支払い、臨時従業員の定義変更・正社員転換請求権をはじめとする、労使関係に非常に大きな影響を及ぼす多数の改正が予定されていますので、成立して施行された際には迅速に対応できるよう、法案の動向を注視することが重要です。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説

〔第2版〕（2019）



加納弁護士著作の「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かりやすく解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## エネルギー規制における温室効果ガスの排出削減目標の考慮について（エネルギー・資源）

国のエネルギー法は、市場機関が電気、ガスおよびエネルギー小売りに関する規制を策定、変更するにあたって考慮しなければならない考慮要素として電気サービスの値段、品質や安全性などを定めていますが、2023年9月、その考慮要素に、温室効果ガスの排出削減目標の達成を追加する変更がなされました。これを受け、エネルギー市場委員会（Australian Energy Market Commission）が具体的な目標を管轄区域ごとに定め、エネルギー規制の分野において、脱炭素化に向けた関係機関の協調が一層図られています。今後、cost pass through や contingent project application の審査などを通じて送電サービス事業者に影響が及ぶ可能性がありますので、その動向を注視する必要があります。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 2024年のプライバシー法改正について（個人情報保護法）

2023年9月、連邦政府は、プライバシー法1988（the Privacy Act 1988）の改正に関する司法長官による各種提案に対する回答を行いました。最終的な法案の成立は2024年と見込まれており、まだ変更の可能性があるものの、“personal information”や“collection”の定義の拡大、個人情報の収集・利用・開示の可否に関する“reasonably necessity”基準からより客観的な“fair and reasonable”基準への移行、小規模事業者への適用免除の撤廃、個人情報取扱規程における情報保有期間の明記、“controller”と“processor”の概念の導入、海外へのデータ移転を容易にするGDPRの“adequacy decision”に類似した仕組みの導入など、多数の改正が予定されています。

本改正が成立して施行された際には、企業の個人情報の取り扱いに関する負担・コストが増大することが見込まれるため、法案の動向を注視しつつ、今後は本改正の内容も織り込んで個人情報の取り扱いを検討することが重要です。

本稿では改正内容の概要やビジネスに対する実務上の影響等を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 紛争解決手段として Mediation を選ぶときの考慮事項（訴訟・紛争解決）

豪州における紛争解決手段として最も活用されているのが Mediation です。Mediation には、紛争解決機能のほか、以下のような重要な機能があり、どのような機能を狙って Mediation を利用したいかによって、どの段階で利用するか、どのような Mediator を指名するかが異なってきます。そのため、Mediation を利用する前に、まずは Mediation のもつ機能と効用を十分に理解することが重要です。

- 法律上の権利利益について裁判所が下すであろう評価を予測して当事者に示すことで交渉を促す機能（評価機能）
- 法律上の権利利益よりも私人または企業のニーズを探求することで交渉を促す機能（促進機能）
- 問題の根底にある原因を探求し当事者間の関係性を向上させる機能（セラピー機能）

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

### 豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## 最近の出版物等

### Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

## M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

## 『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、今年の 7 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

## 『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



ロイヤー 嶋田雅  
メール：[mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロイヤー Kai Priestly  
メール：[kpriestly@claytonutz.com](mailto:kpriestly@claytonutz.com)



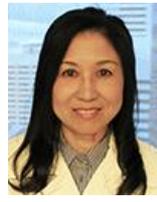
外国法資格実務家 小滝博行  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール：[hkotaki@claytonutz.com](mailto:hkotaki@claytonutz.com)



外国法資格実務家 小川美月  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール：[mogawa@claytonutz.com](mailto:mogawa@claytonutz.com)



パラリーガル 曾我修平  
メール：[ssoga@claytonutz.com](mailto:ssoga@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)